○農林水産省告示第二千五百六十三号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、平成二十九年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から平成三十年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに平成二十九年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき七、〇〇〇円

二　さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一六、四二〇円

三　でん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一一、二〇〇円

四　でん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品種	単価
アリアケイモ、コガネセンガン、コナホマレ、こなみずき、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき二六、〇〇〇円
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき二三、四一〇円

（備考）

1　第一号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が一六・三度のてん菜について適用し、糖度が七・〇度以上一六・三度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一六・三度を〇・一度下回るごとに六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一六・三度を超えるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一六・三度を〇・一度上回るごとに六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

2　第二号に掲げる単価は糖度が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用し、糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一三・一度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一四・三度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

3　第三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一九・五パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）について適用し、でん粉含有率が一九・五パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一九・五パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一九・五パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一九・五パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第二千五百六十四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六一、〇七〇円

適用期間　平成二十九年一月一日から三月三十一日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十九年一月一日から三月三十一日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二三、〇〇一円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、一一一円）

適用期間　平成二十九年一月一日から三月三十一日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二五、八七四円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、三二四円）

適用期間　平成二十九年一月一日から三月三十一日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき五八、一一〇円

適用期間　平成二十九年一月一日から三月三十一日まで

○農林水産省告示第二千五百六十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十三の規定に基づき、台湾から発送されるいんどなつめの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　植物及び地域

いんどなつめの生果実であって、台湾で生産されたものであること。

二　輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三　生産地における消毒

低温処理施設において、生果実の中心部の温度が摂氏一・二度となった後、引き続き十四日間その温度以下で消毒されること。

四　生産地における検査及び証明

㈠　台湾植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている台湾植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

㈡　㈠の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア　ミカンコミバエ種群に侵されていないものであること。

イ　三の消毒が行われたものであること。

ウ　三の消毒及び四の㈠の検査が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省告示第二千五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町井崎字源五郎渕七六三の一、七六三の二、七六五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備